

本部指令43号に対する八王子地本見解

JR東労組中央本部は、2019年5月9日「中央本部指令第43号」を發出し、水戸地方本部・黒澤純一執行委員長、東京地方本部・阿部正明執行委員長、八王子地方本部・金井正明執行委員長に対し、「第38回定期大会での制裁申請」「執行権停止」「組合員権の一部停止」「組合事務所および組合施設への立ち入り禁止」を全地本に指令した。

私たち八王子地本は3地本の委員長に対する制裁申請および執行権・組合員権一部停止に強く抗議するものである。

いま職場の組合員は中央本部の姿勢に疑問と不信を持っている。そもそも本部指令第43号で展開されている「否決された春闘方針とは何なのか」「要請書および質問状、見解の発出になぜ本部の許可が必要なのか」「討議資料のなかで誹謗中傷した部分はどこなのか」「討議資料に虚偽の事実とは何なのか」「一般的な資料をホームページに掲載することの何が問題なのか」「3地本とは無関係な『真実の声』を持ち出す理由は何なのか」「これまでも各地本に郵送していた新聞などは問題ではないのか」「指令41号違反の内容は何なのか」そして何よりも討議資料が送られたことで「どのような組織混乱が起こっているのか」今回の制裁申請の理由含めて疑問だらけである。

4月21日および5月8日に開催された全地本執行委員長会議で、「討議資料の何が問題なのか」と議論を投げかけても、本部は一方的に「これからも討議資料を送るか、送らないか」「決定に従うか、従わないか」の二者択一しか求めず、議論が十分に噛み合わないままであった。私たちは内容的な議論を一切拒否したうえで、指令をもって統制処分をかけ、異論・反論を封じる本部の独善的な組織運営に組織人として甚だ疑問を感じざるを得ない。

2018年4月12日開催の第35回臨時大会は、本部規約第26条および第39条に違反した大会であることは周知の通りである。また、第36回定期大会も規約第26条違反であった。このように規約違反で開催されたそれぞれの大会での決定事項は無効であることは明白である。規約違反を意図的に繰り返している本部が、規約を持ち出して元中央執行委員長をはじめとした中執14名や、3地本の委員長を統制処分する姿勢はとても理解できるものではない。私たち八王子地本は、このような独善的組織運営を受けるたびに、中央本部はどこを向いて労働運動をしているのだろうかという強い疑問を感じる。

5月8日の全地本委員長会議で、本部山口委員長から「申15号交渉の冒頭、会社からベア交渉を行うにあたり、基本姿勢として36協定の安定的締結が提起され、それを受け入れた」「それを経て0.25%のベアが出た」「労使関係の再構築を目指したが、瓦解の崖っぷちだ。3ヶ月締結が引き金を引いた」などの発言があった。中央本部は過剰な効率化施策によって異常なまでの超勤など、要員不足に苦労している組合員、不当労働行為に日々苦しめられている組合員にどれだけ思いを馳せているのだろうか。

私たち八王子地方本部は、中央本部による不当な統制処分に決して屈することはない。これまで以上に職場を原点に、組合員が最大の関心を寄せ、不安を感じている「新たなジョブローテーション」に真剣に向き合い、鉄道従事者として技術・技能継承をしっかりとできる施策にしなければならない。そのためにもおかしいことはおかしいとハッキリ主張し、問題解決に向けて組合民主主義に則ったJR東労組運動の創造に向けて全組合員と共に奮闘する決意である。

2019年5月18日
東日本旅客鉄道労働組合
八王子地方本部執行委員会